

佐賀県人事委員会告示第3号

労働基準監督機関の職権を行使する県事務所の区分（平成12年佐賀県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
事業	事業所名	監督機関	事業	事業所名	監督機関
労働基準法別表第1の各号に掲げる事業	略	人事委員会	労働基準法別表第1の各号に掲げる事業	略	人事委員会
	略			略	
	第12号			消防学校 自治修習所 公文書館 博物館 九州陶磁文化館 美術館 名護屋城博物館 佐賀城本丸歴史館 図書館 環境センター 衛生薬業センター <u>総合看護学院</u> 窯業技術センター 工業技術センター 産業技術学院 上場営農センター 農業試験研究センター 農業大学校 果樹試験場 茶業試験場 畜産試験場 水産振興センター 高等水産講習所 林業試験場 教育センター 県立学校(特別支援学校寄宿舎を除く。) 警察学校	
略		略			

改正前			改正後		
労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業	知事部局の本庁 議会及び委員会・委員の事務局 首都圏事務所 県税事務所 佐賀空港事務所 保健福祉事務所福祉支援課 総合福祉センター(保護課及び地域生活リハビリ課を除く。) 児童相談所 関西・中京事務所 農林事務所 農業技術防除センター 家畜保健衛生所 教育事務所 警察本部(自動車整備工場を除く。) 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署	人事委員会	労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業	知事部局の本庁 議会及び委員会・委員の事務局 首都圏事務所 県税事務所 国際交流プラザ 佐賀空港事務所 保健福祉事務所福祉支援課 総合福祉センター(保護課及び地域生活リハビリ課を除く。) 児童相談所 関西・中京事務所 農林事務所 農業技術防除センター 家畜保健衛生所 教育事務所 警察本部(自動車整備工場を除く。) 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署	人事委員会
備考 略			備考 略		